

案件番号(削除)	案件番号(修正)	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入)自動計算	再就職の役員の数	備考
		粟国航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	粟国村 沖縄県島尻郡粟国村字東367	2000020473553	粟国村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		1,910,000			
		北大東航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	9000020473588	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		3,280,000			
		多良間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	4000020473758	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		3,854,000			
		慶良間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	座間味村 沖縄県島尻郡座間味村字座間味109	2000020473545	座間味村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		2,090,000			
		波照間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	竹富町 沖縄県石垣市美崎町11-1	8000020473812	竹富町との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同町のみであり、これは会計法第29条の3第4項に該当するため。		1,822,000			
		住宅賃貸借料(ビープルハウス) 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	有限会社エナジー 沖縄県那覇市金城2-11-4	1360002000688	職員用宿舎として契約している当該住宅については、前年度から職員が入居しており、毎年度入札を行った場合、入居者の転転経費負担が発生する恐れがあり、引き継ぎ借上げを継続する必要がある。なお、当初契約時の条件に変更はないことから、本契約は競争を許されないものであり、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。		816,000			
		空港気象ドップラーレーダー装置処理部保守作業 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/04/02	西菱電機株式会社東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	1140001078509	本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全航行を支援するための装置である。この装置の製作は、三菱電機株式会社で、処理部装置及びソフトウェア等の開発製作も同社独自のものであるため、保守作業は、システムの構成、信号の流れ、処理内容等の詳細な知識が必要であり、三菱電機株式会社の代理店である西菱電機株式会社以外の他社では実施できない。したがって、本作業は装置の内容を熟知した左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		3,715,200			
		空港気象ドップラーレーダー装置点検調整作業 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/06/08	東芝インフラシステムズ株式会社 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	2011101014084	本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全航行を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。本装置の製作は、株式会社東芝であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のもので、これらの点検・調整作業は他社では実施できない。なお、平成29年7月株式会社東芝は事業別に分社化を行い、本装置にかかる一切の業務は東芝インフラシステムズ株式会社へ承継されることとなった。したがって、点検調整作業は装置の内容を熟知した会社である「東芝インフラシステムズ株式会社」以外にない。以上ことから、点検調整作業は本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		2,041,200			

案件番号(削除)	案件番号(修正)	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入)自動計算	再就職の役員の数	備考
		与那国島久部良津波観測施設障害に伴う故障機器修理 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/08/13	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	津波データ送信装置等は、津波観測計及び巨大津波観測計で観測された潮位データをパケット通信用WINフォーマットに変換した後、本庁及び大阪管区気象台に設置の潮位データ総合処理装置(東京システム及び大阪システム)へ伝送する装置である。本装置は、明星電気株式会社にて独自の技術で設計開発・製作された装置であり、明星電気株式会社以外の者によって修理作業を行った場合、正常動作ができなくなり、観測値のデータ伝送が行えない不具合が生じるおそれがある。このことから、本修理を実施できるのは、本装置の全般を熟知した左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,112,400			
		津波観測装置等の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/10/12	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	本装置は、潮位及び津波の観測を行い、観測されたデータは津波データ送信装置から汎用IP通信網で気象庁本庁及び大阪管区気象台の潮位データ総合処理装置等へ伝送され、潮汐関連の高潮及び津波による災害の軽減と防災対策に活用されている。また、何らかの障害により津波データ送信装置から伝送されない場合は、衛星通信装置に切り替わり伝送される。点検及び調整に際しては、潮位及び津波観測のために常時稼働し続ける必要があり、業務に支障を与えないよう十分な配慮を怠ってはならない、やむを得ず運用を停止する場合においても、できるだけ短時間に留めなくてはならない。このことから、点検作業者は当該装置の仕様と機能の詳細を熟知するとともに、潮汐、潮位及び津波観測に関する深い知識を有し、短時間で的確に作業を完了できなければならない。この条件を満たすのは、本装置を設計・製作及び取付調整した明星電気株式会社以外にない。以上のことから、本作業は本装置の構造および動作の詳細を熟知した製作会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		2,559,600			
		西表島特別地域気象観測所視程計修理 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/10/18	横河電子機器株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-23-13	1021001022880	JMA-10型地上気象観測装置視程計(PWD20)は、視程(気象観測での光学的距離)を測定する装置である。本装置は、横河電子機器株式会社にて独自の技術で設計・作成された装置であり横河電子機器株式会社以外の者によって修理作業を行った場合、正常動作ができなくなり、観測値のデータが伝送が行えない不具合が生じるおそれがある。このことから、本修理を実施できるのは、本装置の全般を熟知した左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,782,000			
		石垣島レーダー装置の点検・調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/10/24	日本無線株式会社沖縄営業所 沖縄県那覇市壺川3-2-4	3012401012867	本装置は、空中線装置、空中線制御装置、送受信装置及び導波管加圧装置等の機器から構成されており、高精度の観測を継続するには機器の点検・調整は重要な作業である。日本無線株式会社は本装置を製作した会社であり、設置以来保守点検・故障修理等を継続して実施して、十分な技術・実績を有している。また、同社が独自に開発したソフトウェア及び関連機器もあり、他社による点検・調整の実施は不可能である。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知した製作会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		1,177,200			
		航空気象観測装置等巡回保守点検及び調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/11/28	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	本装置は、高度に電子化された精密機器で構成されており、同機器の点検及び調整作業にあたっては、同機器を設計・製作し構造及び性能を熟知した明星電気株式会社でなければ対応不可能である。以上のことから、左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		2,106,000			

案件番号(削除)	案件番号(修正)	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入)自動計算	再就職の役員の数	備考
		多機能型地震観測局装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/11/28	株式会社高見沢サイバネティックス 福岡県福岡市博多区博多駅東1-12-17	7011201003197	本装置は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。(株)高見沢サイバネティックスは、本装置(処理部)を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能及び作業実績を有していると考えられる。このことから、点検作業は上記業者をおいて他にない。 以上のことから、本作業は本装置の構造および動作の詳細を熟知した製作会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		5,238,000			
		多機能型地震観測局装置及び計測震度計、DCP装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 矢野敏彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2018/12/04	明星電気株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区渡辺通2-1-82	2010001007784	本装置は、津波災害の軽減を目的として導入されたもので、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。観測されたデータは、それぞれNTT専用回線や公衆回線を介して気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送される。また、観測されたデータを解析し、津波警報・注意報等や緊急地震速報及び地震情報等に活用されている。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要であり、この為には本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。明星電気(株)は上記装置を製作した業者であり、取り扱いに関しては十分な知識と技能及び作業実績を有していると考えられる。このことから、点検作業は上記業者をおいて他にない。以上のことから、本作業は本装置の構造及び動作の詳細を熟知した製作会社である左記業者を契約相手とする手続きとして、公募手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項により、随意契約とした。		3,445,200			